第三条の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ〇八モード燃費値（乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＪＣ〇八モード燃費値をいい、特定改造自動車については、燃費算定告示別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）及び重量車モード燃費値（乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１―１（４）から（７）まで及び貨物車判断基準告示１―１（３）から（５）までの各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいい、次条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示１―１（３）の各表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該基準エネルギー消費効率に１．１を乗じた値をいう。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値又は重量車モード燃費値を基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

別表一中「１―１及び」を「１―１（１）から（３）まで並びに」に、「１―１の各表（乗用車判断基準告示１―１（１）及び（２）の各表」に改める。

別表二を次のように改める。

別表二

第二条第一号に掲げる自動車	乗用車判断基準告示１―１（４）から（７）まで及び貨物車判断基準告示１―１（３）から（５）までの各表の左欄に掲げる区分
特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第一号の左欄に掲げるもの	乗用車判断基準告示１―１（４）の表の左欄に掲げる車両重量の区分
特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第二号の左欄に掲げるもの	乗用車判断基準告示１―１（５）の表の左欄に掲げる車両重量の区分
特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第三号から第五号までの左欄に掲げるもの	貨物車判断基準告示１―１（３）の表の左欄に掲げる区分

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○海上保安庁告示第六十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	周防野島灯台
位置	
所在地	山口県防府市（野島）
北緯	三三―五六―一四
東経	一三一―四一―四四
変更した事項	
光度	一一、〇〇〇カンデラ
光達距離	一四・〇海里
変更年月日	平成二十四年一月二十四日

○海上保安庁告示第六十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	入野港二号東防波堤東方照射灯
位置	
所在地	高知県幡多郡黒潮町（入野港二号東防波堤灯台）
北緯	三三―〇〇―四〇
東経	一三三―〇〇―五五
廃止年月日	平成二十四年一月二十七日
記事	一時業務休止中のところ廃止

○海上保安庁告示第六十二号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	入野港二号東防波堤灯台
位置	
所在地	高知県幡多郡黒潮町（入野港二号東防波堤外端）
北緯	三三―〇〇―四〇
東経	一三三―〇〇―五五
変更した事項	
名称	入野港島堤北灯台
位置	
所在地	高知県幡多郡黒潮町（入野港島堤北端）
北緯	三三―〇〇―四一
東経	一三三―〇一―〇一
塗色及び構造	白色　塔形
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日	平成二十四年一月二十七日
名称	ホウジロ灯台
位置	
所在地	山口県熊毛郡上関町（ホウジロ島）
北緯	三三―四四―〇〇
東経	一三二―〇〇―五三
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで三八メートル
変更年月日	平成二十四年一月二十七日
名称	帆掛石立標
位置	
所在地	牛ノ子岩灯標（香川県香川郡直島町）の南南西方約一・四キロメートル
北緯	三四―二六―四一
東経	一三三―五七―五四
変更した事項	
位置	
所在地	宮浦港沖二号防波堤北灯台（香川県香川郡直島町）の南南西方約一・四キロメートル
北緯	三四―二六―四一
東経	一三三―五七―五四
変更年月日	平成十七年十一月四日
名称	帆掛石立標
位置	
所在地	宮浦港沖二号防波堤北灯台（香川県香川郡直島町）の南南西方約一・四キロメートル
北緯	三四―二六―四一
東経	一三三―五七―五四
変更した事項	
位置	
所在地	宮浦港沖二号防波堤北灯台（香川県香川郡直島町）の南南西方約一・四キロメートル
北緯	三四―二六―四一
東経	一三三―五七―五五
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで一五メートル
記事	補正
名称	葛島灯台
位置	
所在地	香川県香川郡直島町（葛島）
北緯	三四―二八―〇八
東経	一三三―五七―三一
変更した事項	
位置	
所在地	香川県香川郡直島町（葛島）
北緯	三四―二八―〇七
東経	一三三―五七―三一
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで二四メートル
記事	補正
名称	犬戻鼻灯標
位置	
所在地	岡山県玉野市（犬戻鼻）
北緯	三四―二七―一九
東経	一三三―五六―三六
変更した事項	
位置	
所在地	岡山県玉野市（犬戻鼻）
北緯	三四―二七―一八
東経	一三三―五六―三六
記事	補正